長野県	松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京都府	京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県	兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島根県	松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広島県	広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山口県	山口赤十字病院
香川県	高松赤十字病院
高知県	高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福岡県	福岡赤十字病院
佐賀県	唐津赤十字病院
長崎県	日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大分県	大分赤十字病院
鹿児島県	鹿児島赤十字病院
沖縄県	沖縄赤十字病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月13日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

福岡県	九州労災病院門司メディカルセンター、九州労災病院、千早病院、小倉記念病院、直方中央病院、久留米第一病院、済生会福岡総合病院、済生会八幡総合病院、久留米大学医学部附属病院、久留米大学医療センター、飯塚市立病院、新栄会病院、大牟田吉野病院、北九州市立総合療育センター、健和会大手町病院、健和会大手町病院付属歯科診療所、健和会戸畑けんわ病院、健和会大手町リハビリテーション病院、健和会京町病院、健和会町上津役診療所、健和会大里おおかわ診療所、健和会大手町診療所、福岡医療団千鳥橋病院、福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、福岡医療団たたらリハビリテーション病院、福岡医療団大楠診療所、福岡医療団城浜診療所、福岡医療団新室見診療所、福岡医療団粕屋診療所、福岡医療団たちばな診療所、福岡医療団千代診療所、福岡医療団須恵診療所、福岡医療団新飯塚診療所、福岡医療団田川診療所、福岡医療団直方診療所、親仁会米の山病院、親仁会米の山歯科診療所、親仁会みさき病院、親仁会中友診療所、親仁会中央診療所及びくるめ医療生協クリニック南町
熊本県	親仁会野ばら診療所及び親仁会さかき診療所

公　告

諮　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２０４号

栃木県足利市葉鹿町2245番地
申立人　社会福祉法人渡良瀬会
本籍栃木県栃木市嘉右衛門町23番地、最後の住所栃木県足利市葉鹿町2274番地９　グループホームみどり、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成25年10月10日、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和24年３月26日、職業無職
被相続人　亡　今井　知成
事務所栃木県足利市旭町586番地
相続財産管理人　須藤　敬司
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成２５年（家）第１７４２号

埼玉県桶川市泉１丁目３―28
申立人　桶川市
本籍埼玉県桶川市南１丁目３番、最後の住所埼玉県桶川市南１丁目３番17号、死亡の場所埼玉県桶川市、死亡年月日推定平成25年10月25日、出生の場所埼玉県北足立郡桶川町、出生年月日昭和23年12月６日、職業無職
被相続人　亡　根岸　京子
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２―１―16　浦和大熊ビル４階　尾崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾崎　　康
さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第４１号

千葉県千葉市稲毛区稲毛東３丁目17番５号
申立人　ちばぎん保証株式会社
本籍千葉県館山市山本540番地、最後の住所千葉県館山市上真倉2386番地、死亡の場所千葉県館山市、死亡年月日平成25年５月３日、出生の場所千葉県館山市、出生年月日昭和15年11月５日、職業不詳
被相続人　亡　永井　龍平
事務所千葉県千葉市中央区本千葉町２番13号福井ビル６階　千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信
千葉家庭裁判所館山支部

平成２６年（家）第１４４号

千葉市中央区中央３丁目18番３号千葉中央ビル４階　法律事務所シリウス
申立人　弁護士　中井　淳一
本籍東京都町田市忠生１丁目26番地３、最後の住所千葉県山武市埴谷2463番地31、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日平成25年12月17日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日大正６年７月２日、職業不詳
被相続人　亡　吉田　直人
事務所千葉市中央区中央３丁目18番３号千葉中央ビル４階　法律事務所シリウス
相続財産管理人　弁護士　中井　淳一
千葉家庭裁判所八日市場支部